

千葉県報

定 例
令和 8 年 7 月 17 日

主 要 目 次

○ 告示	一
○ 令和八年千葉県観光入込客統計調査の実施	一
○ 土地改良区定款の変更認可（三件）	一
○ 公告	一
○ 令和八年度土採取現場責任者試験の実施	一

告

示

千葉県告示第三百八十四号

令和八年千葉県観光入込客統計調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。
令和八年七月十七日

一 調査の名称

千葉県知事 熊谷 俊人

二 調査の目的

観光入込客、観光消費額及び教育旅行者等を把握することにより、本県の観光振興施策に必要な資料を得ることを目的とする。

三 調査事項

1 観光入込客数

観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数及び観光消費額等

3 県内の宿泊施設に宿泊した教育旅行者の人数及び学校・保育施設別内訳

四 調査の範囲

1 知事が選定する観光地点の管理者及び行祭事・イベントの運営者

2 知事が選定する観光地点を訪れた者

3 県内の市町村

五 調査の期間

令和八年一月から十二月まで

六 調査の方法

1 知事が、四の1のものに調査票を配布し、報告を求めることにより行う。
2 知事が、四の2の者にインターネットによる調査を実施することにより行う。

3 知事が、四の3の市町村に調査票を配付し、報告を求めることにより行う。
七 結果の公表
知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第三百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、君津市大原台土地改良区の定款の変更を令和八年七月九日付けで認可した。
令和八年七月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千葉県大利根土地改良区の定款の変更を令和八年七月九日付けで認可した。
令和八年七月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小中川土地改良区の定款の変更を令和八年七月九日付けで認可した。
令和八年七月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

公

告

令和八年度土採取現場責任者試験の実施

千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）第二条の十三の規定により、令和八年度土採取現場責任者試験を次のとおり実施する。
令和八年七月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験日時

令和八年九月十一日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館

三 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は令和八年七月二十八日（火曜日）から八月五日（水曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）とし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

とする。

なお、郵送による場合は令和八年八月五日（水曜日）までの消印があるもの、電子申請による場合は同日午後五時までに受信したものに限り有効とする。

四 受験願書の提出先

受験願書の提出先は、千葉県商工労働部産業振興課のホームページ等に掲載する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八